

## 廃乾電池処理処分業務委託仕様書

本業務は、三浦市の施設で保管している廃乾電池を受注者の処理施設に適正に運搬し、再資源化処理・処分することを目的とする。

- 1 業務名称 廃乾電池処理処分業務委託
- 2 期 間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- 3 排出予定量 年間 約 10,000 kg (搬出予定回数 1～2回)
- 4 引渡し場所 三浦市清掃事業所 (三浦市三崎町六合1004-3) 外
- 5 業務内容
  - (1) 本業務の対象とする廃乾電池は家庭から排出された使用済み乾電池とする。
  - (2) 受注者は、引渡し場所に保管されている廃乾電池を受注者が管理している処理施設へ運搬するものとする。なお、引渡し場所において廃乾電池を保管するための容器については、受注者が用意するものとする。
  - (3) 運搬は、年間2回を予定しており、本市からの連絡後、一週間以内に引き取るものとする。なお、引き取りは、祝休日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後4時までの間に行うものとする。
  - (4) 運搬に使用する車両については、受注者が用意し、これに係る燃料費、整備費等は受注者が負担するものとする。なお、低公害・低燃費車両の利用に努めること。
  - (5) 運搬車両への積込みは、受注者が行うものとする。なお、この際に使用するフォークリフトについては、三浦市保有のものを無償で貸与する。
  - (6) 処理量の認定は、受注者の処理施設において計量した数量をもって認定する。
  - (7) 受注者は、引き取った廃乾電池を最大限再資源化するよう努めなければならない。また、再資源化処理により回収した物質の販売及び処理工程における環境汚染等について、全責任を負うものとする。
  - (8) 引渡した廃乾電池に混入した異物についても適正に処理するものとする。
  - (9) 再資源化処理後の残渣物については、受注者の責任により適正に処分しなければならない。
  - (10) 本業務を実施するに当たっては、関係法令を遵守すること。
  - (11) 受注者は、引取りの都度、廃乾電池の処理結果等を報告するものとする。
- 6 その他  
本仕様書に記載のない事項については、協議のうえ、決定するものとする。